

基本目標1 地域の包括支援体制を整える(地域共生社会を目指して)**1 地域ケア会議の推進****目的と概要**

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの推進のための有効な手段です。この会議には、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった機能があります。

本市では、定期的に自立支援型の地域ケア会議を開催しており、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が受け持つ個別事例に対し、専門職の意見を聞きながら自立に向けたケアマネジメントが提供できるように支援し、関係者との情報共有や共通認識を図っています。

地域包括ケアシステムに必要な社会基盤の整備を進めるためにも、事例検討から共通した地域課題を把握し、地域づくり・施策形成などにつなげていくことが必要です。

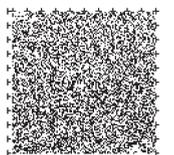
課題と対応策

地域ケア会議を通じて、個別ケースの検討により抽出された地域課題を、地域づくりや政策課題に結び付けるため、本市と地域包括支援センターが連携し推進していくことが必要です。

また、地域住民が共に支え合う地域づくりや高齢者の就労的活動による社会参加が求められているため、地域づくり活動の役割を担う、生活支援コーディネーター等と連携し、高齢者のニーズと照らし合わせながら、効果的に事業を運営していきます。

今後の展開

地域ケア会議を定期的で開催し、自立支援に向けたケアマネジメントを検討するとともに、共通した地域課題を抽出し、地域づくりや施策につなぐことができるよう取り組みます。



2 地域包括支援センターの体制の強化

目的と概要

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業を行っています。

地域包括ケアシステムの推進にあたり、地域包括支援センターは中核的な機関としての業務を担っていることから、その役割はさらに重要となってきています。

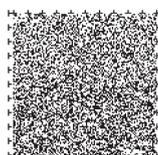
課題と対応策

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮できるよう、国が策定する評価指標を用いてセンターごとの業務の状況を把握し、介護保険運営協議会において評価・点検を行うとともに、増加や多様化が予測される相談等に適切に対応していく観点からも、既存の社会資源との連携した地域の相談支援などの機能や、必要な人員の確保など体制の強化を図ることが必要です。

また、地域共生社会の実現に向け、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制の取り組みや、令和2年3月に埼玉県が施行した「埼玉県ケアラー*支援条例」による、ケアラー支援への対応について、他の相談機関との連携を行っていく必要があります。

今後の展開

引き続き、高齢者の心身の健康維持、安心した生活を地域ぐるみで支えていくための拠点として、関係機関と連携して高齢者とその家族等の支援ができるよう努めるとともに、地域包括支援センターの機能や、体制の強化を図ります。



3 地域における支え合い活動の推進

目的と概要

今後高齢化が一層進む中で、高齢者が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動のさらなる推進が求められています。

本市では社会福祉協議会との協働により、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域住民が地域福祉活動に主体的に関わる「新たな支え合い」の仕組みづくりを推進しています。

本市では主な取り組みとして、地区コミュニティ協議会の設立及び活動支援、介護予防ボランティアの育成、生活支援コーディネーターの配置を実施しています。また、社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン」の設立及び活動支援、ボランティアセンター事業、コミュニティソーシャルワーカーの配置、くき元気サービス等の事業を通じての住民参加や協働による福祉活動を実施しています。

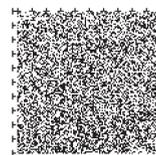
課題と対応策

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。また、意欲ある高齢者の就労的活動による社会参加の支援が求められています。

地域包括支援センターや地域の関係者（地縁組織、NPO*、事業者等）が参加する協議体の必要な地区への設置を検討し、関係者間の情報交換や連携の強化を図り、地域の支え合いの輪を広げていきます。なお、就労的活動支援コーディネーター等、就労意欲の高い高齢者の社会参加の支援のあり方について検討します。

今後の展開

「地域における支え合い」は、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と、地域や個人が抱える生活課題を地域の関係者が自らのこととして解決していくことができるよう支援することにより、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが必要です。現在実施している生活支援コーディネーターによる支援や介護予防ボランティアによる支援を充実させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域住民の活動を支援し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。



4 在宅医療・介護連携の推進

目的と概要

高齢者ができるだけ在宅で暮らし続けるためには、医療機関と介護サービス事業所が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護サービスを提供するための体制と、医療・介護関係者の情報共有体制を構築していくことが必要です。

国では、市町村の具体的取り組みとして以下の項目を掲げており、本市でもすべて実施してきました。

取 り 組 み 項 目	
1	地域の医療・介護の資源の把握
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
3	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
4	医療・介護関係者の情報共有の支援
5	在宅医療・介護連携に関する相談支援
6	医療・介護関係者の研修
7	地域住民への普及啓発
8	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

課題と対応策

国が規定する現状の8つの事業について、地域の実情に応じたPDCAサイクルに沿った取り組みに見直され、看取り、認知症関係の取り組みの強化が求められています。

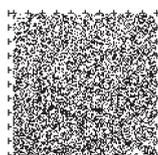
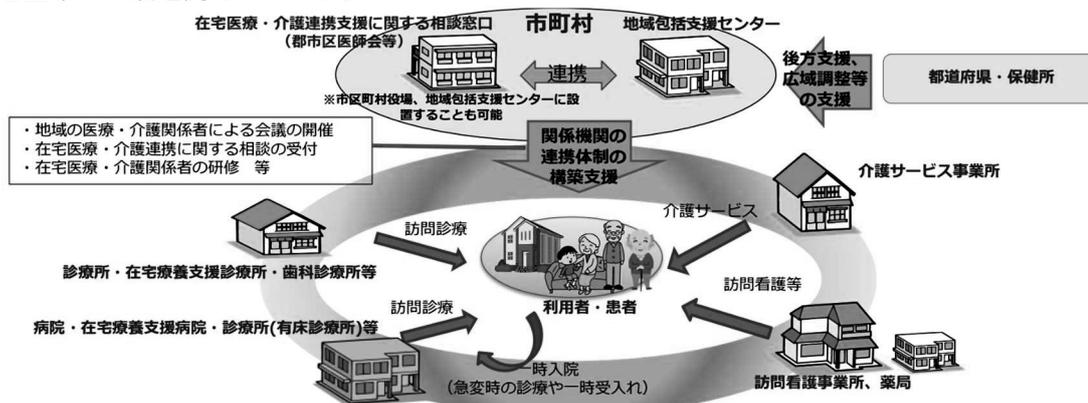
また、感染症や災害時対応等において、関係機関との連携が円滑に行われることや、事業を推進する人材の育成が必要です。

今後の展開

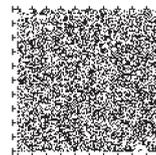
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築のため、PDCAサイクルに沿った取り組みを進め、高齢者が住み慣れた地域で最後まで生活することができるように支援します。

また、在宅医療・介護連携推進会議における在宅医療・介護関係者等のさらなる連携を図りつつ、南埼玉郡市医師会に委託している、在宅医療・介護連携を支援するための拠点窓口（在宅医療サポートセンター）の充実に努めます。

〔在宅医療・介護連携のイメージ〕



5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発



目的と概要

認知症（第2号被保険者に該当する若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいを含みます。）の高齢者等については、さらなる高齢化の進展などにより、その数の増加が見込まれています。

令和元年6月、国により「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。この大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点も重視しながら、「共生*1」と「予防*2」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方としており、具体的には以下の施策<5つの柱>に沿って推進されています。

認知症施策推進大綱 5つの柱	
1	普及啓発・本人発信支援
2	予防
3	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5	研究開発・産業促進・国際展開

*1…「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

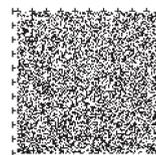
*2…「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

本市では、上記を踏まえ、認知症の高齢者等やそのご家族を支援する事業として、「徘徊高齢者・障がい者探索システム事業」や「徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業」、認知機能低下の早期発見・予防のため、「記憶力チェック体験」、「脳の若返りプログラム」を実施しています。また、認知症の疑いのある方やそのご家族に対して、認知症の相談を受ける「もの忘れ相談」や、認知症の方に早期に関わり、その支援方法を検討する「認知症初期集中支援チーム」が活動しています。

また、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者として「認知症サポーター*」を養成し、サポーターのスキルアップを図るための「ステップアップ講座」を行うほか、認知症の方やそのご家族の精神的負担を軽減するために各地区において「オレンジカフェ」を実施しています。

このほか、認知症高齢者声かけ模擬訓練（認知症SOS徘徊模擬訓練）を行い、地域での見守り体制の構築を図っています。

なお、埼玉県では令和2年3月に埼玉県ケアラー支援条例が施行されたことから、本市でも地域包括支援センターが相談窓口となり、認知症の高齢者等、援助を必要とする方を支えるご家族等（ケアラー）の支援を行います。



課題と対応策

認知症の相談については、医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなどの機関で受けていることから、関係機関でのさらなる連携を図ります。また、対応の初期段階で活動する「認知症初期集中支援チーム」についてのさらなる周知や、認知症ケアパスの更新を行います。

また、ケアラー支援について、相談機関との連携が必要です。

今後の展開

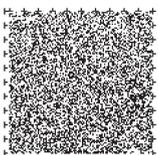
認知症に関する相談体制の充実、記憶力チェック体験や脳の若返りプログラム、もの忘れ相談などの事業を引き続き実施し、認知症の方への早期発見・早期対応に努めます。

また、認知症サポーター養成講座を継続し、学校や企業等を含む新規受講者の増加や、受講済の方に対して実施している、認知症サポーターステップアップ講座を、「チームオレンジ」の組織化へ向けた講座への見直しの検討や、本人に対する支援など、認知症に対する理解の啓発・普及を図ります。

さらに、「徘徊高齢者・障がい者探索システム事業」「徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業」の周知に努めるとともに、認知症高齢者声かけ模擬訓練（認知症SOS徘徊模擬訓練）の定期的な開催により、地域における認知症高齢者の見守り体制の強化に努めます。

第2号被保険者に該当する若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいを含む認知障がいの方への理解が深まるよう、介護と障がいの部門で連携し、啓発活動や適切で切れ目のない支援に取り組みます。

なお、「埼玉県ケアラー支援条例」の施行に伴い、認知症の方などをケアするケアラーへの相談支援体制の整備や、支援に関する普及啓発について、関係機関と連携して取り組みます。



基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える

1 生きがいつくりの推進と就労支援

(1) 高齢者大学

目的と概要

実際の生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加により生きがいを高めることを目的に、60歳以上の方を対象とした4年制の高齢者大学を開設しています。高齢者大学では、講座学習以外にもボランティア活動やクラブ活動など自主的な活動も行われています。

課題と対応策

高齢者大学の入学者数が年々減少傾向にあるため、様々な媒体を活用し、対象者に対し周知を図ります。

今後の展開

高齢者大学は、学びや奉仕活動を通じて、高齢者の生きがいや地域社会をより豊かにすることから、今後も事業を継続していきます。

(2) 高齢者スポーツ・レクリエーション活動

目的と概要

市民のスポーツ・レクリエーション活動については、健康志向の高まりなどを受け、スポーツ大会や教室等の開催が活発に行われています。

また、本市は令和2年3月8日に「健幸（けんこう）・スポーツ都市」を宣言し、スポーツや運動等を通じて誰もが心身ともに健康となり躍動する活気あふれるまちを目指しています。

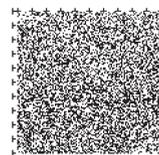
高齢者のスポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりを目的としているほか、世代を超えて人と人がつながり、高齢者の生きがいつくりにもつながるため、多くの高齢者が参加できる機会の充実が求められています。

課題と対応策

スポーツ・レクリエーションに対するニーズは多様化しており、それらに対応するスポーツ教室等の開催や、関係部署と連携した事業の開催方法について検討します。

今後の展開

高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントや講座を開催し、各種団体活動の周知を図るとともに、高齢者の生活が活気に満ちて充実したものとなるよう、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を引き続き支援します。



(3)就労支援

目的と概要

就業を希望する高齢者に対し、久喜市シルバー人材センターが、臨時的・短期的な就業支援や情報提供を行っています。

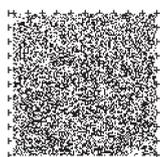
シルバー人材センターは、高齢者がこれまでに蓄積した経験を活かし、就業をすることによる生きがいの充実や地域社会の福祉の向上・活性化に貢献しています。

課題と対応策

少子高齢化による労働力不足や働きたい意欲のある高齢者に対応し、生涯現役社会を実現するため、多様な価値観に基づく新たな雇用の創出が求められており、ニーズに応じた雇用情報を提供していく必要があります。

今後の展開

埼玉県やハローワークなどの関係機関と連携を図りつつ、引き続き高齢者の就労に関する情報提供を行います。



2 社会参加活動の支援

高齢者が生きがいに満ちた生活を送るためには、さまざまな社会参加の機会を提供する必要があります。高齢者自らが、ボランティアとして社会に貢献する活動や生涯学習活動などを行うことができるように、高齢者の自主的な活動を支援します。

(1)彩愛クラブ(老人クラブ)

目的と概要

多くの高齢者が、彩愛クラブの活動を通して、健康づくりや地域社会における仲間づくり、ボランティアなどの活動を行っています。また、市内小学生の登下校時の見守り活動など、高齢者の知識と経験を活かしながら、さまざまな地域活動や社会活動を実践しています。彩愛クラブの対象はおおむね60歳以上の市民です。

課題と対応策

さらなる高齢者の増加等により、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として、活動の促進を図る必要があります。

今後の展開

広報くきやメール配信等により彩愛クラブの活動内容等を周知し、彩愛クラブの活動を支援します。

また、久喜市彩愛クラブ連合会と各単位クラブへ補助金を交付することで積極的な活動を促し、高齢者の地域活動や社会活動のさらなる充実を図ります。

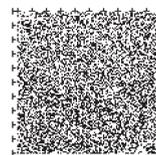
(2)地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動

目的と概要

本市では、家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に「いきいきデイサービス事業」を実施し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図っています。

また、社会福祉協議会では高齢者をはじめとする住民相互の交流促進を目的として「ふれあい・いきいきサロン」の新規開設や活動の支援を行っています。

このような活動の運営に関しては、ボランティア人材は欠かせないものとなっています。



課題と対応策

今後、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進に加え、さらなる介護予防の取り組みを進めるため、高齢者が介護予防の担い手となることや、ボランティア活動や就労活動などの社会参加を通じて、生活支援の担い手として活躍できる社会づくりを進めることが必要となります。

高齢者が、趣味、レクリエーション、社会活動等を通して、地域住民とふれあえるよう、地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域交流活動に関する情報提供を行います。

また、高齢者の社会参加を支援するため、介護予防ボランティアポイント事業を行います。

今後の展開

いきいきデイサービス事業や、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロンを案内するなど、高齢者の通いの場への参加を引き続き支援することにより、高齢者が地域住民とふれあう機会を確保するとともに、支援の担い手として活躍できる機会づくりについて、さらなる推進を図る必要があります。

今後も、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や介護予防に取り組むことについて支援します。

(3)多世代間交流の推進

目的と概要

市内の小・中学校では、子どもたちと高齢者との交流を図るため、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設等への訪問やボランティア活動、施設行事等への参加、また、運動会や音楽会など学校行事への招待など多世代間交流を行っています。

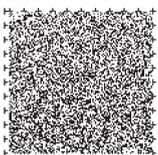
多世代間交流によって、子どもたちにとっては高齢者に対する尊敬といたわりの心が養われ、高齢者にとっては子どもたちへの知識や技術の伝承が生きがいづくりとなるなどの成果が生まれます。また、子どもたちが将来的に介護職を選択するきっかけとなる可能性も考えられます。

課題と対応策

介護施設等と距離があることで実施できない学校があるため、実施について今後検討していく必要があります。

今後の展開

交流活動については、児童生徒からも訪問先の施設利用者の方からも好評です。今後も各学校と介護施設等の交流活動などを通じて、高齢者と子どもたちが接点を持つ機会を確保します。



3 健康長寿のための健康づくりの推進

目的と概要

高齢化が急速に進展する中、高齢者の自立支援や居宅生活の継続という観点から、住み慣れた住まいや地域で健康で自立した生活を送ることができるように支援することが求められています。

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病により健康状態を維持できなくなることが、要介護状態となる大きな要因と考えられます。このことから高齢者保健分野では、「久喜市健康増進・食育推進計画」等においてさまざまな施策を展開しています。

健康づくりは、高齢者の在宅生活の維持や介護予防と非常に密接な関わりがあることから、関係機関と連携して高齢者保健の増進に取り組む必要があります。

課題と対応策

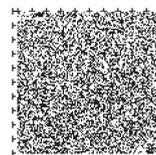
高齢者の心身の様々な問題に対応したきめ細かな支援と、保健事業と介護予防の一体的な実施を行うため、関係課との連携を図り高齢者の健康づくり、介護予防に取り組みます。

また、引き続き高齢者の健康づくりに関する各種事業を「久喜市健康増進・食育推進計画」に位置づけて実施するなど、関係施策と連携を図ります。

今後の展開

地域の住民が主体的に取り組んでいる健康づくりの活動について、生活支援コーディネーターなどが継続的に情報収集を行い、支援を必要とする地域の高齢者に収集した情報を提供することで高齢者の健康づくりを支援します。

また、保健事業と介護予防の一体的な取り組みについて、関係課と検討を進めます。



4 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して安全な生活が送れるような在宅福祉の充実を図るため、さまざまな高齢者福祉サービスを提供しています。今後も、介護保険制度における地域支援事業との連携を図りながら、効果的、効率的にサービスを提供します。

(1) 高齢者の生活支援のための事業

ア 配食サービス事業

目的と概要

65歳以上の単身、又は65歳以上の方のみで構成する世帯で日常的に調理が困難な方、もしくは身体障害者手帳1級から3級又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、栄養バランスの取れた食事を配達し、安否の確認を行っています。

課題と対応策

生活様式の多様化により、単身高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りが必要となっています。サービスを必要とする方が利用できるように、民生委員やケアマネジャーなどと連携して事業の周知を図ります。

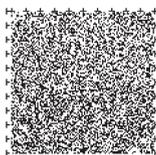
今後の展開

食生活の改善や安否確認による単身高齢者等の安全の確保などの効果があることから、今後も事業の継続に努めます。

【配食サービス事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
		延べ 利用者数 (人)	前計画見込値	61,000	65,000	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	49,795	53,600	54,700	55,800	56,900	



イ 寝具乾燥消毒等サービス事業

目的と概要

高齢者の介護をする家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態、又はそれに準ずる状態にあり、寝具類の衛生管理が困難な高齢者等を対象に、乾燥消毒（月1回）、水洗い（年2回）を行うサービスを実施しています。

課題と対応策

寝具類の衛生管理は、寝たきりの高齢者や介護する家族にとって、課題となっています。このため、介護する家族に情報が行き渡るよう、病院やケアマネジャーと連携して周知に努めます。

今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【寝具乾燥消毒等サービス事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年度末 登録者数 (人)	前計画見込値		25	30	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		7	13	17	21	25

ウ 訪問理容サービス事業

目的と概要

高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態、又はそれに準ずる状態にあり、理容店に出向くことが困難な高齢者などを対象に、理容師が出張して自宅で調髪等を行うサービスを実施しています。

課題と対応策

定期的な調髪は、外出が困難な寝たきりの高齢者と介護する家族にとって、課題となっています。このため、病院や理容組合加盟店、高齢者施設等に事業を案内するパンフレットを配架し、広く周知を図ります。

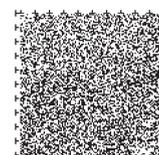
今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【訪問理容サービス事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年度末 登録者数 (人)	前計画見込値		55	60	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		49	60	65	70	75



エ 久喜宮代衛生組合ふれあい収集

目的と概要

ごみ集積所までごみを出すことが困難な方に対し、自宅前までごみの収集にうかがう事業を、久喜宮代衛生組合が実施しています。

課題と対応策

本事業を必要とする方が利用できるようにするためにも、地域包括支援センターやケアマネジャーとも連携して周知を行います。

今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

オ いきいきデイサービス事業

目的と概要

家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等のサービスを提供する「いきいきデイサービス事業」を実施しています。

【いきいきデイサービス実施会場】（令和2年度）

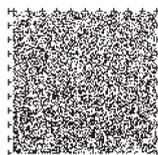
圏域	実施会場
久喜西圏域 （5会場）	中央保健センター・本町小学校・ケアハウス和みの里・ 除堀集会所・清久コミュニティセンター
久喜東圏域 （5会場）	青葉公民館・太田小学校・青毛小学校・東公民館・ 久喜パークタウン北団地自治会集会所
菖蒲圏域 （5会場）	労働会館（あやめ会館）・森下公民館・彩嘉園・しょうぶの里・ ゆとり野デイサービスセンター
栗橋圏域 （3会場）	栗橋文化会館（イリス）・健康福祉センター（くりむ）・ 栗橋コミュニティセンター（くぶる）
鷲宮圏域 （6会場）	東鷲宮ニュータウン駅前通り住宅管理組合集会所・ わし宮団地集会所・鷲宮公民館・鷲宮福祉センター・ デイサービスセンター恒寿苑・鷲宮東コミュニティセンター

課題と対応策

利用者の要介護状態への進行防止のため、事業内容の充実を図るとともに、身体状況の変化により介護や支援が必要な状態となった場合には介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する必要があります。

今後の展開

利用者が介護予防に対する理解を深められるよう、身体状況に合わせたサービスメニューを提供できるよう努めます。



【いきいきデイサービス事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
会場数 (か所)	前計画見込値		23	23	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		24	24	24	24	24
年間実 利用者数 (人)	前計画見込値		350	350	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		354	380	390	400	400

カ 偕楽荘ショートステイ事業

目的と概要

偕楽荘ショートステイ事業は、家族の病気や冠婚葬祭等の理由により、養護を受けられない高齢者が、偕楽荘に短期間宿泊し、自立した生活を継続できるよう支援する事業です。

課題と対応策

少子化や核家族化による高齢者を見守る家族の減少や、定年後の再雇用制度により高齢者の活躍の場が増えたことから、家庭で高齢者を支える環境が変化しています。ショートステイを利用することで、家族の負担軽減を図るとともに、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センターと連携して事業の周知を図ります。

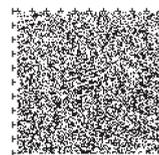
今後の展開

事業の周知に努め、高齢者が自立した生活を継続できるよう支援します。

【偕楽荘ショートステイ事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年度末 登録者数 (人)	前計画見込値		12	12	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		3	6	6	6	6
延べ 利用日数 (日)	前計画見込値		120	140	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		107	109	110	110	110



(2)高齢者の安心のための事業

ア 緊急時通報システム事業

目的と概要

日常生活における単身高齢者等の不安を解消するため、自宅で急病などの緊急事態が発生したときに専用の通報装置の非常ボタンを押すことにより、看護師等が 24 時間常駐するコールセンターに通報される「緊急時通報システム事業」を実施しています。通報を受けたコールセンターが緊急性が高いと判断した場合、埼玉東部消防組合消防局指令センターに通報し、救急車の要請を行います。

なお、自宅に電話回線がない方には携帯型の緊急時通報システムの貸与を行っています。

課題と対応策

核家族化や働き方の変化により、単身高齢者や日中単身となる高齢者が増えています。民生委員やケアマネジャー等と連携しながらサービスの利用を必要とする方に周知を図ります。

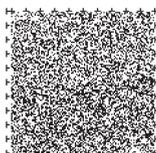
今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【緊急時通報システム事業の見込量】

※令和 2 年度は推計

区分		年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
年度末 設置台数 (台)	前計画見込値		950	990	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		883	910	930	940	945



イ 高齢者日常生活用具購入費助成事業

目的と概要

心身機能の低下により、防火等に対する配慮が必要な在宅の単身高齢者（生活保護世帯・市民税非課税世帯）を対象に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成します。

課題と対応策

高齢により、心身機能が低下すると、火の扱いに不安を感じます。在宅生活を望む高齢者が安心して暮らせるように、関係各課と協力しながら事業の周知を図ります。

今後の展開

事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【高齢者日常生活用具購入費助成事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
電磁調理器助成件数(件)	前計画見込値		2	2	—	—	—
	前計画実績値及び新計画見込値		1	1	2	2	2
火災警報器助成件数(件)	前計画見込値		1	1	—	—	—
	前計画実績値及び新計画見込値		0	1	1	1	1
自動消火器助成件数(件)	前計画見込値		1	1	—	—	—
	前計画実績値及び新計画見込値		0	1	1	1	1

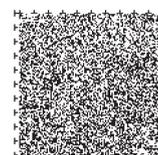
ウ 「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと)利用料助成事業

目的と概要

「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと)は、判断することに不安がある高齢者宅等を社会福祉協議会の生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助や日常生活に必要な金銭管理、書類等預かりサービスなどを実施する事業です。本市では、サービス利用料の一部を助成しています。

課題と対応策

高齢化の進展により、利用を必要とする方の増加が見込まれます。社会福祉協議会と連携してあんしんサポートねっとによる支援が必要と思われる方へ事業の周知を図ります。



今後の展開

事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと) 利用料助成事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
		年間 利用者数 (人)	前計画見込値	23	25	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	15	15	17	19	21	

エ 徘徊高齢者・障がい者探索システム事業

目的と概要

「徘徊高齢者・障がい者探索システム事業」は、認知症などにより外出した際に家に帰ることができず、行方不明となるおそれのある高齢者等の生活上の安全を確保し、そのような高齢者を在宅で介護している家族の負担を軽減するため、現在地が特定できる携帯用端末機を貸与する事業です。

高齢者等の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索が依頼されると、現在の位置情報を情報センターのオペレーターが案内します。また、家族の要請を受けると緊急対応員が急行し、一時保護します。

課題と対応策

認知症の方等に携帯用端末機を持ち歩いていただくことの難しさが、利用につながらない要因の一つとしてあります。事業については、警察署や地域包括支援センターと連携しながら、行方不明になるおそれのある方の家族等にチラシを配布するとともに、出前講座などの機会に周知を図ります。また、携帯用端末機を持ち歩いてもらうための工夫や方法を利用者の家族へ提供していきます。

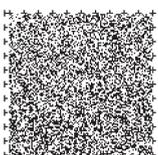
今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【徘徊高齢者・障がい者探索システム事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
		延べ 貸与件数 (件)	前計画見込値	7	8	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	9	9	10	11	12	



オ 徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業

目的と概要

「徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業」は、認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、登録番号が印刷されたオレンジ色のシールを交付する事業です。シールは靴や携行品に貼ることで、高齢者等の行方がわからなくなり保護された場合、登録番号から速やかに身元を確認することができます。また、利用者の情報は、久喜警察署・幸手警察署と共有されるため、保護された際には早期に家族等へ連絡することができます。

課題と対応策

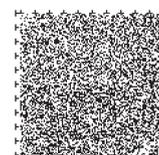
高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれるため、地域における認知症の方やその家族に対する支援体制の充実が求められています。サービスを必要とする方が事業を利用できるよう、民生委員や警察、地域包括支援センターと連携して周知を図ります。

今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業の見込量】 ※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
新規 登録者数 (件)	前計画見込値		—	—	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		19	20	20	20	20



(3)高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

ア 高齢者福祉センター事業

目的と概要

60歳以上の市民の健康づくりや趣味活動、憩いの場として、民間の温泉施設の一部を活用した高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」を社会福祉法人への委託により運営しています。

課題と対応策

高齢者の健康保持・増進や仲間づくり等ができる通いの場が求められています。多くの高齢者に介護予防に資する通いの場として利用されるよう事業のさらなる周知を図ります。

今後の展開

事業の充実を図るとともに、施設の周知に努め、利用促進を図ります。

【高齢者福祉センター事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
		延べ 利用者数 (人)	前計画見込値	25,000	25,500	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	19,282	23,300	23,300	23,300	23,300	

イ 老人福祉センター事業

目的と概要

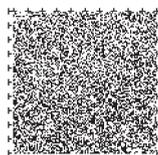
老人福祉センターは、高齢者の健康保持と増進・教養の向上を図るとともに、懇談やレクリエーションなどを通じて、仲間づくりを広め、生きがいを持ち、健康で明るい生活を楽しんでいただくための施設です。高齢者の憩いの場として親しまれており、趣味活動や各種イベントが開かれるなど、高齢者の地域活動の中核施設となっています。

課題と対応策

利用者の固定化や趣味の多様化により、年間利用者数が減少傾向にあります。新規利用者を増やす取り組みとして、高齢者が所属する彩愛クラブ（老人クラブ）等を通じて施設の利用について周知します。

今後の展開

今後も高齢者の健康増進及び介護予防の拠点として事業の充実を図るとともに、施設の周知に努め、利用促進を図ります。



【老人福祉センター事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
菖蒲 老人福祉 センター	延べ 利用者 数 (人)	前計画見込値	20,050	20,100	—	—	—
		前計画実績値及び 新計画見込値	18,314	19,990	20,000	20,020	20,040
鷺宮福祉 センター	延べ 利用者 数 (人)	前計画見込値	23,900	23,950	—	—	—
		前計画実績値及び 新計画見込値	19,593	21,390	21,410	21,430	21,450

ウ 彩嘉園事業

目的と概要

彩嘉園は、要支援・要介護になるおそれのある高齢者などの機能向上を図り、自立した生活を支援する介護予防の拠点としての施設です。

課題と対応策

高齢者の増加が見込まれる中で、今後も地域の介護予防の拠点施設としての役割が求められます。対象となる高齢者の利用につなげられるよう地域包括支援センターと連携して事業周知を図ります。

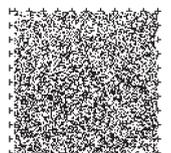
今後の展開

彩嘉園で実施している、運動器や口腔機能等の向上を目的とした介護予防体操や認知症、閉じこもり予防等の事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【彩嘉園事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
延べ 利用者数 (人)	前計画見込値		1,900	1,900	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		1,663	1,810	1,820	1,830	1,840



エ 養護老人ホーム

目的と概要

養護老人ホームは、環境的及び経済的理由等により在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。本市には、偕楽荘（定員 50 人）があり、主に 65 歳以上の高齢者を受け入れ、指定管理者により運営しています。

課題と対応策

高齢者は、病気等で地域と関わりが減少し、生活の維持が難しくなると養護が必要な状態に陥りやすくなります。このため、在宅生活が難しくなった高齢者の相談に応じるとともに、問題解決に向けて支援を行います。

今後の展開

在宅生活が難しい高齢者に対し、地域包括支援センター等と連携して、養護老人ホームにおいて自立した生活ができるよう支援します。

【養護老人ホームの見込量】

※令和 2 年度は推計

区分		年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
施設数（か所）			1	1	1	1	1
市内施設定員（人）			50	50	50	50	50
年度末 利用者数 (人) *市外を含む	前計画見込値		50	50	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		45	45	50	50	50

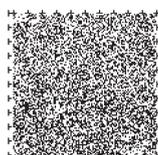
オ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

目的と概要

軽費老人ホームは、要介護に至らないが、身体機能の低下等により自立して生活することに不安がある高齢者が入居する施設です。市内には、久喜西地区に 2 か所、栗橋地区に 1 か所開設されています。

課題と対応策

軽費老人ホームについて、高齢化の進展に伴い自立した生活に不安を感じる高齢者が増えることを見込まれることからサービスの充実が求められます。また、加齢による生活機能の低下に伴い、入居者の一部に介護が必要な状況が見られることから、これに対応することが課題です。



今後の展開

定員については有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等の定員と併せ、需要の確認を行っていく必要があります。

また、介護保険サービスを必要とする方が適切にサービスを受けられるよう、既存施設の特定施設化を促します。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）の見込量】

※令和2年度は推計

区分	年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
施設数（か所）		3	3	3	3	3
市内施設定員（人）		140	140	140	140	140

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

目的と概要

生活困窮など多様な問題により、住まいの確保と生活の維持が難しい高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、心身の状態や希望する生活に沿った住まい探しに関する相談に応じています。また、在宅生活を支える高齢者福祉サービスの提供と、在宅において医療と介護が一体的に受けられるよう在宅医療・介護連携事業を実施しています。（→【基本目標1-4】（P62）を参照）

課題と対応策

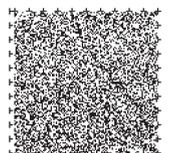
心身機能の低下により、在宅生活に不安を感じる高齢者に対して、緊急時通報システムや配食サービス、往診している医師の情報等を提供します。

また、低所得など多様な問題により住まいの確保が難しい高齢者へ、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度の活用や、公営住宅・UR賃貸住宅・軽費老人ホーム等の情報提供を行うとともに、見守りなどの体制が整ったサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム、養護老人ホームに入所の相談ができるよう関係機関と連携します。

今後の展開

引き続き、各種の高齢者福祉サービスを実施するとともに、医療と介護のサービスを受けながら在宅生活を安定させることができる体制を推進します。

また、あんしん賃貸住まいサポート店等、住まいに関する情報の提供について、県や関係機関と連携し、住まいの確保と生活の一体的な支援を継続します。



基本目標3 安心・安全のまち

1 高齢者の権利擁護・虐待防止

(1) 高齢者虐待の防止

目的と概要

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が平成 18 年に施行され、県では児童虐待・高齢者虐待及び障がい者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で埼玉県虐待禁止条例が平成 30 年に施行されました。それに伴い、虐待防止に関する各種取り組みが行われていますが、高齢者の虐待事例の発生は依然として続いています。

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待を定義しており、市町村の役割として、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

高齢者虐待を防止するためには、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の問題意識を高め、多職種による支援体制を確立する必要があります。

課題と対応策

養護者による高齢者虐待は、早期発見・早期対応が重要です。また、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう高齢者本人や、養護者への支援が必要です。本市や地域包括支援センターがケアマネジャーなどと連携し対応していきます。

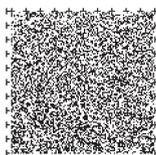
養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、従事者等への研修やストレス対策を適切に行うことが求められています。集団指導などの機会を通じてサービス提供事業者への啓発活動を行う必要があります。また、介護現場での人員不足が利用者への虐待につながるおそれがあるため、人材確保の面も同時に進めていきます。

さらに、高齢者が認知症になることにより、介護者の負担感や、高齢者の意思疎通の困難さなどが増加し、虐待につながりやすくなる傾向があるため、高齢者虐待の防止と併せて、認知症に対する理解の促進や、介護者支援、成年後見制度の利用促進等の施策を実施していきます。

今後の展開

高齢者虐待防止に関する啓発活動や、在宅介護者に対する支援について、窓口となる本市や地域包括支援センターの周知を引き続き行います。

また、サービス提供事業者へ高齢者虐待防止法等について周知するとともに、研修の実施や職員のストレス対策を行うよう働きかけを行います。



(2)成年後見制度の利用促進

目的と概要

成年後見制度は、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度で、地域包括支援センターでは活用促進についての取り組みを実施しています。

また、成年後見制度を利用するには家庭裁判所への申立てが必要で、親族がおらず後見等申立てが難しい場合、本市が申立てを行うなどの支援を行っています。

なお、成年後見人等は、親族や専門職から家庭裁判所が選任します。単身高齢世帯等の増加により、親族以外の後見人の需要が増加しており、一般市民が後見の担い手としての「市民後見人」として活動することが期待されています。

さらに、成年後見制度利用促進法の施行により、国においても支援提供体制の構築が進められています。

課題と対応策

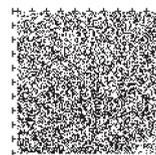
成年後見制度の内容と手続き、相談窓口などの周知を図るとともに、市民後見人の養成後の体制づくりなど、成年後見制度の利用促進が課題となっています。

支援提供体制の構築に向けて、専門団体等関係機関との連携を図ることが重要であることから、権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築や、制度の普及啓発や相談先としての「中核機関」の設置に向けての検討が必要です。

今後の展開

今後も地域包括支援センターの相談窓口の充実を図り、成年後見制度の普及啓発・体制整備を進める中で、相談を受けた際には費用などを含めた説明を実施してまいります。さらに、地域連携ネットワークの構築と、中核機関の設置について関係機関と協議してまいります。

また、市民後見人の養成の取り組みを継続し、活動できる体制づくりを社会福祉協議会と検討していきます。



(3)防犯・消費者保護などの対策

目的と概要

高齢者は生活上のさまざまな不安を抱えがちであり、犯罪に巻き込まれることが多いことから、相談窓口を充実して高齢者の生活上の不安解消に努めるほか、高齢者に防犯や消費者保護についての情報を確実に伝えていくことが重要です。

課題と対応策

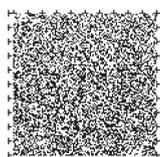
防犯情報については、広く住民に注意を促す必要があるため、メール配信やホームページなどで情報の発信や啓発を行っています。

また、高齢化に伴い、消費者トラブル等の増加が懸念されることから、見守りのための支援体制が求められています。

今後の展開

高齢者が犯罪や消費者トラブル等に巻き込まれないよう、適時に必要な情報を提供するとともに、関係機関や地域と協力して防犯活動等に努めます。

また、本市の消費生活相談・法律相談・行政相談などの活用を促進するとともに、地域包括支援センターや関係機関が連携して相談体制の充実を図ります。



(4)多様な相談体制の整備

目的と概要

高齢者やその家族が介護の悩みや不安などを、身近な場所で必要なときに相談できるよう、以下の体制を整備しています。

ア 総合相談窓口

地域包括支援センターは各関係機関と連携を図り、高齢者やその家族に対し総合的な相談・支援を行います。地域包括支援センターに寄せられる相談件数は増加しており、高齢者の相談拠点となっています。

また、埼玉県では令和2年3月に埼玉県ケアラー支援条例が施行され、ケアラー（高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと）に関する支援体制の構築や、ダブルケアなど多様化するケアラーやヤングケアラーについて、関係機関と連携して支援していきます。

イ 消費生活相談・法律相談・行政相談

本市では、消費生活相談・法律相談・行政相談を実施しており、高齢者をはじめとする市民のさまざまな困りごとに対応しています。多種多様な案件がある中で専門家による相談を通して、解決に向けてのアドバイスや手助けをしています。

ウ 介護保険相談員

新たに介護認定を受けた方や介護サービス等を利用していない方等を対象に、介護保険相談員が自宅等を訪問し、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて制度の説明、各種サービスの情報提供を行っています。

課題と対応策

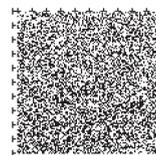
介護サービスを利用していない方だけでなく、サービスを利用している方等からの相談にも応じる体制を整える必要があります。介護保険相談員を、介護保険サービスを提供する施設及び介護保険外の様々なサービスを提供する施設等に派遣し、疑問や不満、不安の解消に向けた支援を行います。

また、地域包括支援センターについては、高齢者の身近な相談窓口としてのさらなる周知や、ケアラー支援の相談体制の構築を図ります。

今後の展開

高齢者の権利擁護のため、引き続き、上記の窓口で相談を行います。また、介護保険相談員を施設等に派遣し、サービス利用者等からの相談に応じる体制の充実に努めます。

地域包括支援センターにおいては、高齢者及びケアラーからの相談について関係機関と連携するとともに、ケアラー支援に関する周知に努めます。



(5)苦情に対する対応

目的と概要

事業所が提供する介護保険サービスや、本市が提供する高齢者福祉サービスについては、常に利用者である高齢者の側に立ち、適切に提供されなければなりません。各種サービスに対する苦情に対して、以下の対応を行っています。

ア 介護保険サービスにかかる苦情対応

介護保険サービスに関する苦情については、各事業所で苦情相談窓口を設けているほか、本市は保険者としてサービス提供者を指導しながら苦情の解決を図っています。また、埼玉県国民健康保険団体連合会も介護保険サービスに関する相談・苦情の窓口を設けています。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、苦情等の解決のために必要な橋渡しを行っています。

イ 福祉オンブズパーソン制度

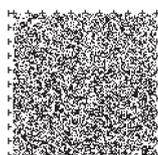
各種福祉サービスに関する苦情に対し、公正かつ中立な立場で迅速・適切に対処するための制度として、福祉オンブズパーソンを配置し、苦情対応を行っています。

課題と対応策

埼玉県国民健康保険団体連合会による相談窓口、福祉オンブズパーソン制度については直近での利用がないため、仕組みの周知と適切な案内に努めます。

今後の展開

現在実施中の対応に加え、施設等に介護保険相談員を派遣し、介護保険サービス利用者等からの相談に応じる体制を充実させ、サービスに対する苦情の速やかな解決を目指します。



2 災害対策・単身高齢者等対策

(1)地震などの災害に備える対策

目的と概要

本市では「久喜市地域防災計画」を策定して防災対策に取り組んでいるところですが、日ごろから災害に備え、起こりうる事態について想定しておくとともに、災害時に高齢者をはじめとする自力で避難することが困難な「要配慮者」が、安心・安全に避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応の取り組みが必要です。

加えて、高齢者施設等の要配慮者利用施設は、洪水などの災害に備え避難所や避難経路を記載した避難確保計画を策定することとされており、本市における策定率は90%（令和2年9月末時点）を超えています。

課題と対応策

災害時に福祉的ケアの必要な高齢者等の要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、「福祉避難所」を指定していますが、洪水時に避難可能な福祉避難所が少ないため、新たな指定に向けた協議を行っていく必要があります。

また、高齢者施設等では、日頃から必要物資の備蓄・調達状況の確認や、地域住民を交えた防災・避難訓練の実施が重要であるため、避難訓練の実施について事業所へ働きかけます。

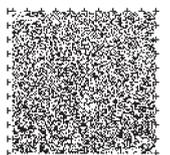
併せて、感染症対策を意識した避難所の運営や、備蓄品の整備を行う必要があります。

今後の展開

高齢者をはじめとする市民に対し、地震や風水害などの災害に備え、避難所や避難経路、避難方法（広域避難、分散避難、在宅避難）等の周知を図るほか、一人ひとりができる防災対策について、引き続き啓発を行います。

避難所は、避難所管理職員、避難所担当職員、避難所参集職員等が開設、初期対応を行い、開設後は避難者が職員等と協力して運営にあたります。また、久喜市避難所運営マニュアルに感染症流行時の対応を明記したことから、同マニュアルに沿った感染症対策を実施し、避難所の運営を行います。

さらに、日ごろから高齢者施設等と連携し、避難確保計画を定期的に確認するとともに、避難に要する時間や避難経路等の確認を促していきます。



(2)災害時要援護者避難支援の充実

目的と概要

地震や風水害などの災害が発生したとき、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要配慮者」の中でも、ひとり暮らし高齢者や要介護度の高い方など、特に支援を要する方を「避難行動要支援者（要援護者）」と呼びます。要援護者は、災害時に被害を受けやすく、避難の際にも支援が必要となります。

要援護者の被害を最小限に食い止めるためには、災害時に支援を必要とする方の情報を事前に把握しておくことが必要です。そこで、本市では、地域との連携により、要援護者の平時における見守りや災害時における安否確認等を実施する「久喜市要援護者見守り支援事業」を実施し、要援護者を申し出により「要援護者見守り支援登録台帳」に登録し把握しています。

課題と対応策

新規登録者数が減少しているため、制度を必要としている方に、事業内容を分かりやすく伝えるため、周知方法を工夫します。

また、地域においては、要援護者との平時からの交流を通して、地域における共助の輪を広げることが必要であることから、共助の体制づくりの支援に取り組みます。

今後の展開

要援護者が円滑に避難できるよう、引き続き久喜市地域防災計画に基づく避難行動要支援者（要援護者）の避難支援に努めます。

(3)単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策

目的と概要

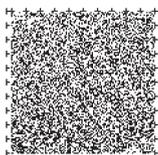
本市では、平常時の見守り支援の充実を図るため、水道、電気、ガスといったライフライン事業者や新聞配達員や宅配事業者など、定期的にご家庭を訪問される事業者と連携した見守り支援のネットワークを構築しています。

また、本市の提供する緊急時通報システム事業や、配食サービス事業、久喜宮代衛生組合が行うふれあい収集、社会福祉協議会が実施する、普段から緊急時に備えるあんしんカード設置事業、さらには住民主体の集いの場など、生活支援サービスをさらに充実し、単身高齢者や高齢者のみの世帯の方の生活を支え、安心を確保します。

課題と対応策

要援護者見守り支援については、協力事業者数の増加が必要であるため、ホームページ等を通じてライフライン業者や日常的に各家庭を訪問する事業者へ周知をしていきます。

生活支援サービスについては、真にサービスが必要な人に情報が届くように、広報や民生委員に依頼して周知を継続していきます。



今後の展開

要援護者見守りネットワークや地域の自治会、民生・児童委員、福祉委員の訪問活動の充実促進を行い、地域における見守り体制の一層の強化を図ります。

3 感染症に対する備え

目的と概要

介護サービス事業所等において感染症が発生した場合、サービス提供に重大な影響を及ぼすため、日頃から感染予防の取り組みを徹底することに加え、感染者等が発生した際の施設運営や人員体制のシミュレーションを行うなど、感染症に対する備えの重要性が指摘されています。

本市では、介護サービス事業所をはじめとする福祉施設等が行う、新型コロナウイルス感染症への対応を支援するため、衛生用品等の提供のほか、感染拡大防止策や介護給付の取り扱いについて市ホームページに専用ページを作成し、介護サービス事業所に情報提供を行っています。

また、入所・居住系の事業所では、新型コロナウイルス感染症への対応として久喜市介護入所施設等オンライン面会環境整備費補助金を活用する等、オンライン等による面会を実施しています。

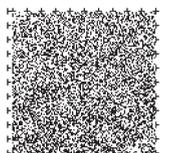
課題と対応策

介護サービス等は利用者の方々が生活を送る上で欠かせないものであることから、感染症発生時においても、継続して必要なサービスが提供されることが重要です。

このため、感染症が発生した場合に備え、介護サービス事業所等がサービスを継続して提供できる体制を人的・物的両面から整えることが必要です。

今後の展開

感染症発生時においても、介護サービス事業所等がサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認し、埼玉県・保健所等と連携しながら、支援体制を整備します。



4 高齢者にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

目的と概要

高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、埼玉県が定めた「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの法令に基づき、本市では公共施設や道路などのバリアフリー化に取り組んできました。

また、民間施設バリアフリー化支援事業において対象工事に費用の補助を行っています。

一般家庭については、介護保険サービスの住宅改修を活用しバリアフリー化を推進してきました。

課題と対応策

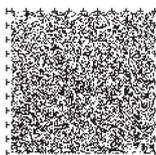
本市においては、ユニバーサルデザインについては各課で対応している状況のため、関係各課と連携した取り組みが求められています。

今後の展開

高齢者などが安全かつ円滑に利用できるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備に努めます。

また、民間施設バリアフリー化に関しては補助金対象施設の所有者等へ継続した周知を行っていきます。

さらに、介護保険サービスの住宅改修については、窓口となる居宅介護支援事業所と連携し、必要な改修が行えるよう継続して周知に努めます。



(2)高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など

目的と概要

高齢者等の外出のための交通手段を持たない交通弱者の多くは、家に閉じこもりがちになりやすいため、買い物や通院の際の外出支援や社会参加を促すことは、介護予防や認知症予防の観点からも非常に重要です。

本市では、市内循環バス、デマンド交通（くきまる）に加えて、令和2年4月から、くきふれあいタクシー（補助タク）事業を行っています。

課題と対応策

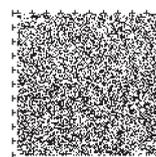
平成30年1月から令和2年3月まで実施した久喜市デマンドタクシー実証実験では、久喜地区のみの運行のため使い勝手が悪いなどといったご意見をいただきました。

これらの意見を踏まえ、75歳以上の高齢者や要介護認定を受けた方等が、市内全域及び市外（市外から市外は除く。）でご利用いただける、くきふれあいタクシー（補助タク）事業を、新たに実施することとしました。

今後の展開

高齢者等の交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消などのために、今後も、市内循環バス、デマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を継続してまいります。

また、高齢者の自動車の運転については、加齢による心身の変化を踏まえた運転の知識、運転免許返納制度の周知を行ってまいります。



基本目標4 介護サービスが充実したまち

1 介護保険施設・サービスの充実

(1) 介護サービスの量の見込み

要介護認定者数の推計を基に、介護サービスの需要に合わせた過不足のない整備が必要です。地域特性や地域間の移動を踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めます。

ア 利用者数の推計にあたり考慮すべき事項

① 介護離職ゼロサービス利用見込み

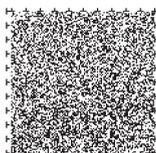
総務省の「平成29年就業構造基礎調査」によると、埼玉県における「介護・看護を理由とする離転職者数」（平成24年から5年間）は5,250人となっています。

国は、介護を理由とする離転職者を減らすため「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」として、令和7（2025）年度までに、全国で約10万人分の在宅・施設サービスについて、上乘せ・前倒しの整備を図るとしています。

介護をしながら仕事を続けることができるよう、介護離職ゼロサービス[※]の充実が求められています。本市では、高齢者実態調査から第8期計画での追加の利用人数を、令和3年度5人、令和4年度6人、令和5年度7人と見込みます。

※ 介護老人福祉施設（地域密着含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。）及び特定施設入居者生活介護（地域密着、介護予防含む。）等、介護離職防止に有効と考えられるサービス。

想定されるサービス不足量（介護離職ゼロサービスの必要整備量から同見込み量を引いた人数）に、高齢者実態調査から要介護認定者の内、「主な介護者・主な介護者以外が辞めた・転職した」と回答した割合（16%）を乗じた数を第8期計画での追加の利用人数と見込みます。



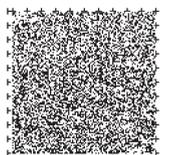
② 療養病床からの転換によるサービス利用見込み

国は、地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進に伴い、現在療養病床に慢性的に入院している方のうち医療の必要度が低いと考えられる方について、外来医療・在宅医療による生活や介護施設による受け入れを進めるとしています。

本計画については、埼玉県の作成する医療計画と整合性を図る必要があることから、埼玉県による推計値を基に、療養病床からの転換による本市の追加のサービス利用人数を見込みます。

埼玉県の推計によると、県全体での令和7（2025）年度における追加的需要は、7,204 人の見込みとなっています。このうち 65 歳以上の方について、埼玉県が推計した本市の追加的需要は、第8期計画期間中において 18 人となっています。

そこで、施設サービスを中心とした介護サービスの追加の利用人数を、令和3年度5人、令和4年度6人、令和5年度7人と見込みます。



イ 施設・居住系サービス利用者数の推計

①施設サービス利用者数の推計

単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
介護老人福祉施設		840	880	911	916	921	1,131
介護老人保健施設		313	310	314	316	318	377
介護医療院		0	0	14	15	16	16
計		1,153	1,190	1,239	1,247	1,255	1,524

②居住系サービス利用者数の推計

a 居宅介護サービス

単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
特定施設入居者生活介護		297	325	343	358	372	404

b 地域密着型サービス

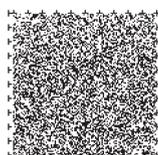
単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
認知症対応型共同生活介護		174	182	192	200	212	230
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		2	1	1	1	1	1
計		176	183	193	201	213	231

c 居宅介護予防サービス

単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
介護予防 特定施設入居者生活介護		40	37	38	40	42	44



ウ 施設・居住系以外の介護サービス利用者数の推計

①居宅介護サービス

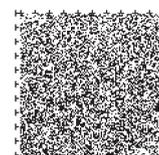
単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
訪問介護		793	792	799	822	867	912
訪問入浴介護		73	91	91	96	102	101
訪問看護		293	310	312	318	335	345
訪問リハビリテーション		91	136	147	153	161	165
居宅療養管理指導		717	824	895	937	1,000	1,031
通所介護		1,219	1,196	1,238	1,236	1,281	1,344
通所リハビリテーション		403	365	369	374	393	414
短期入所生活介護		312	262	294	307	322	331
短期入所療養介護		62	37	45	47	50	51
福祉用具貸与		1,584	1,749	1,854	1,937	2,046	2,137
特定福祉用具購入費		33	36	33	35	36	38
住宅改修		24	23	21	22	23	24
居宅介護支援		2,684	2,776	2,834	2,929	3,104	3,266
計		8,288	8,597	8,932	9,213	9,720	10,159

②地域密着型介護サービス

単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成 31)	令和 2	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1	0	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護		8	8	7	8	9	9
認知症対応型通所介護		16	13	15	16	17	17
小規模多機能型居宅介護		21	21	22	23	24	25
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	20	25	25
地域密着型通所介護		382	345	349	356	373	394
計		428	387	394	424	449	471



③居宅介護予防サービス

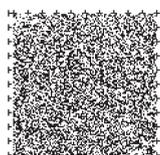
単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
介護予防訪問看護		29	27	29	29	31	34
介護予防訪問リハビリテーション		11	12	12	13	14	15
介護予防居宅療養管理指導		50	56	64	66	69	74
介護予防通所リハビリテーション		121	87	106	108	112	121
介護予防短期入所生活介護		3	2	5	5	5	6
介護予防福祉用具貸与		288	301	314	330	354	384
介護予防特定福祉用具購入費		5	8	12	13	14	14
介護予防住宅改修		7	8	11	12	13	14
介護予防支援		406	389	394	393	404	433
計		920	890	947	969	1,016	1,095

④地域密着型介護予防サービス

単位：人／年

区分	年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
介護予防小規模多機能型居宅介護		3	2	2	2	2	2



(2)サービス基盤の整備目標

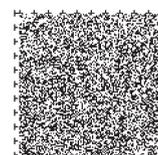
介護保険サービスの利用について、これまでの利用実績や要介護認定者数の推計等を基に、今後の整備目標を定めます。

ア 介護保険施設サービスの整備目標

特定施設について、令和3年度に有料老人ホームが整備予定であることから、1施設の整備を見込みます。

区 分		既整備 済み分	新規整備目標数			計	
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(か所)	11	0	0	0	11	
	定員(人)	1,001	0	0	0	1,001	
介護老人保健施設	施設数(か所)	4	0	0	0	4	
	定員(人)	381	0	0	0	381	
特定施設 入居者生活介護	介護付有料 老人ホーム	施設数(か所)	5	(1)	0	0	6
		定員(人)	275	(45)	0	0	320
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設数(か所)	1	0	0	0	1
		定員(人)	40	0	0	0	40
	サービス付き 高齢者向け住宅	施設数(か所)	1	0	0	0	1
		定員(人)	58	0	0	0	58

※ () 内の数値は、第8期計画における新規整備ではないが、すでに整備が予定されているもの。



イ 地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)の整備目標

看護小規模多機能型居宅介護は、令和元年度に実施した公募により事業者の選定を行っておりますことから、令和3年度中に1施設の開設を見込みます。

区分	既整備 済み分	新規整備目標数				計	
		日常生活 圏域	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度		
認知症対応型 共同生活介護	事業所数 (か所)	11	—	0	0	0	11
	定員(人)	189	—	0	0	0	189
認知症対応型 通所介護	事業所数 (か所)	1	—	0	0	0	1
小規模多機能型 居宅介護	事業所数 (か所)	2	—	0	0	0	2
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数 (か所)	0	久喜西 圏域	(1)	0	0	1
夜間対応型訪問介護	事業所数 (か所)	1	—	0	0	0	1
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	事業所数 (か所)	1	—	0	0	0	1

※ () 内の数値は、第8期計画における新規整備ではないが、すでに整備が予定されているもの。

ウ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等について

本市には、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)及びサービス付き高齢者向け住宅があり、その入居定員総数は以下のとおりです。

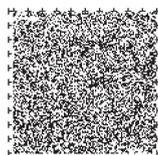
令和2年10月1日現在

区分	施設数 (か所)	定員 (人)
特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム	6	108
特定施設の指定を受けていない軽費老人ホーム(ケアハウス)	2	100
特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	2	31

これらの施設は現在多様な介護ニーズの受け皿となっており、将来的にも必要な介護サービス基盤のひとつであると想定されるため、これらの入居定員総数を把握しサービス基盤の整備量の見込みに反映させます。

必要に応じて都道府県と連携しながら、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。)の指定を受ける有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促します。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図るため、介護保険相談員を施設等に派遣し、入居者の相談に応じる体制を整えます。



2 地域支援事業の充実

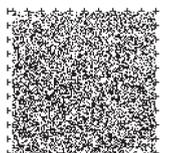
地域支援事業は、地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、また、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図るとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、本市が実施主体となります。

地域支援事業の内容は「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」、「任意事業」の4つから構成されます。

【地域支援事業の構成】

介護給付（要介護 1～5）	
介護予防給付（要支援 1・2）	
地 域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業 ●介護予防・生活支援サービス*事業 ●一般介護予防事業*
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ●地域包括支援センターの運営
	包括的支援事業（社会保障充実分） ●在宅医療・介護連携の推進 ●認知症施策の推進 ●生活支援サービスの体制整備 ●地域ケア会議
	任意事業 ●介護給付費適正化事業 ●その他事業

また、地域支援事業の実施にあたり、その実績把握と分析のため、関連するデータを活用に努めることが定められたことから、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境を整備していくことを検討していきます。



(1)介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組みです。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」に大きく分けられます。

なお、要介護被保険者も介護予防・生活支援サービス事業の対象とする取り扱いについては、サービス利用者の意向を踏まえつつ、弾力化について検討します。

事業の種類	対象者
介護予防・生活支援サービス	①要支援認定者（要支援1・要支援2） ②基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された方 ※要介護被保険者については、弾力化を検討
一般介護予防事業※	上記①②も含めたすべての高齢者

※対象者の範囲を限定して実施している事業もあります。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型介護予防事業

目的と概要

訪問型介護予防事業は、「介護予防訪問介護相当サービス」、「短期集中訪問型サービス」の2事業を実施しています。

「介護予防訪問介護相当サービス」は、総合事業の実施前には介護予防給付として位置づけられていたサービスです。

また、「短期集中訪問型サービス」は、保健・医療の専門職によって3か月から6か月程度の短期間で行われるサービスで、総合事業開始前から実施していたサービスですが、基本チェックリストにおいて該当する項目が一定以上ある方が利用対象者となることから、利用対象者が少ない状況です。

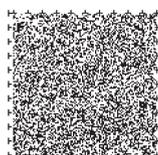
なお、「訪問型サービスA」については、令和2年12月1日時点で当該サービスの実施事業者はありません。

課題と対応策

「介護予防訪問介護相当サービス」については、これまでの取り組みを継続するとともに、訪問型サービスAについては、実施事業者を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

今後の展開

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。



【訪問型介護予防事業の実績及び見込み量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護予防訪問介護 相当サービス	利用人数 (人/月)		217	236	257	280	305
短期集中訪問型 サービス			0	0	4	4	4
計			—	—	261	284	309

② 通所型介護予防事業

目的と概要

通所型介護予防事業は、「介護予防通所介護相当サービス」、「短期集中通所型サービス」の2事業を実施しています。

「介護予防通所介護相当サービス」は、総合事業の実施前には介護予防給付として位置づけられていたサービスです。

また、「短期集中通所型サービス」は、保健・医療の専門職によって3か月から6か月程度の短期間で行われるサービスで、総合事業開始前から実施していたサービスですが、基本チェックリストにおいて該当する項目が一定以上ある方が利用対象者となることから、利用対象者が少ない状況です。

また、「通所型サービスA」については、令和2年12月1日時点で当該サービスの実施事業者はありません。

課題と対応策

通所型サービスAについては、実施事業者を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

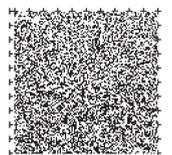
今後の展開

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

【通所型介護予防事業の実績及び見込み量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護予防通所介護 相当サービス	利用人数 (人/月)		331	357	385	415	447
短期集中通所型 サービス			0	0	10	15	15
計			—	—	395	430	462



イ 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業

目的と概要

この事業は、介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催などが対象になります。

本市においては、ボランティア指導者による通年の介護予防運動教室「はつらつ運動教室」、柔道整復師の指導による介護予防運動教室「柔道整復師による元気アップ体操教室」などを実施しています。

また、65歳以上の高齢者とその家族を対象として、栄養に関する講話と料理の指導を組み合わせた「いきいきクッキング」を実施しているほか、「健康教育」や「健康相談」の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行っています。

課題と対応策

介護予防の普及啓発に資する事業を地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に実施することが求められていますので、引き続き、運動、栄養、口腔等に係る教室などの介護予防普及啓発事業を実施します。

今後の展開

介護予防に関する各種講座や教室等を継続的に開催するとともに、高齢者が介護予防活動に参加する機会を確保できるよう事業の充実に努めます。

また、地域のグループや老人クラブなどに対して出前健康相談を実施します。

② 地域介護予防活動支援事業

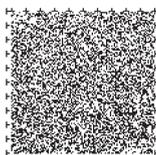
目的と概要

この事業は、介護予防に関するボランティアの育成や、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施などが対象となります。本市においては、介護予防運動教室「はつらつ運動教室」の指導者であるはつらつリーダーを養成する講座「はつらつリーダー養成講座」を実施しています。

また、新たに「介護予防ボランティアポイント事業」と「ご近所型介護予防体操支援事業」を実施します。これにより、高齢者がボランティア活動などを通じて、地域貢献や介護予防に取り組むこと、また、住民主体の通いの場を増やし、介護予防に資する活動を継続して実施できるように支援します。

課題と対応策

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を、専門職等の関与を得ながら進める必要があります。地域での支え合いの仕組みの中で、様々な高齢者が介護予防の担い手になれるよう、住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて支援します。



今後の展開

地域における介護予防活動の推進を図るため、引き続き介護予防ボランティアの育成と活動支援に努めます。

【はつらつリーダーの育成の実績及び見込み量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年間 養成人数 (人)	前計画見込値		—	—	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		15	15	15	15	15

【介護予防ボランティアポイント事業の実績及び見込み量】

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年間実 登録者数 (人)	前計画見込値		—	—	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		—	—	200	220	240

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援・権利擁護事業

→【基本目標3-1】(P82~P85)を参照

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目的と概要

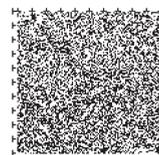
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員からの問い合わせに対する助言等の支援を行っています。

課題と対応策

単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、また、認知症高齢者への相談窓口としての対応や、介護支援専門員に対する支援体制の充実が課題です。介護支援専門員を対象とした情報交換会や研修会等を開催します。

今後の展開

今後も、高齢者が地域において安心した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関とのネットワークづくりや、介護支援専門員に対する支援を行います。



ウ 地域ケア会議の充実

→【基本目標1-1】(P59)を参照

エ 在宅医療・介護連携の推進

→【基本目標1-4】(P62)を参照

オ 認知症施策の推進

→【基本目標1-5】(P63)を参照

カ 生活支援サービスの体制整備

目的と概要

核家族化の進展や単身世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は以前と大きく変化しています。高齢者が自立した生活を維持するためには、高齢者にとって様々な形態の支援が必要となります。

また一方では、高齢者自身も社会参加をすることにより、社会的な役割を得ること、生きがいや介護予防につながります。

圏域ごと、地域ごとに様々な実施主体による活動やサービスがすでに存在することから、高齢者の社会参加を推進し、高齢者が支援を受ける側というだけでなく、活動やサービスの担い手となれる取り組みが必要となります。

課題と対応策

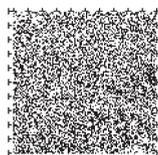
高齢者の社会参加を促進するためには、地域に存在する様々な実施主体による活動やサービスなどの「地域資源」を、サービスの担い手となり得る高齢者や、就労意欲の高い高齢者に提供する必要があります。また、そのようなサービス等を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、必要とする情報を提供できる体制づくりも必要です。

このため、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、不足している地域資源等について検討・協議する協議体を設置する必要があります。生活支援の担い手については、生活支援コーディネーター、協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに取り組みます。なお、就労意欲の高い高齢者が社会参加できるよう支援のあり方について検討を進めます。

また、高齢者の社会参加においては移動手段の確保も重要事項のため、交通担当部門とも連携し、充実を図ります。(→交通手段の支援については【基本目標3-4-1(2)】(P91)を参照)

今後の展開

高齢者が多様な生活支援サービスを利用できる環境整備や、社会参加ができるような地域づくりのための支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進します。



(3)任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

目的と概要

介護保険制度開始以来、制度の普及により、高齢者の介護保険サービスの利用は大幅に拡大しています。介護給付費の増大とそれに伴う負担のあり方が課題となり、給付水準を維持確保する必要から、より一層の介護給付適正化が求められます。

本市では久喜市介護給付適正化計画を定め、下記の5つの重要事業を中心に適正化に向けた取り組みを行っています。

【介護給付等費用適正化の取り組み】

事業区分	内 容
要介護認定の適正化	委託による認定調査の結果の点検等
ケアプランの点検	面談方式等による点検
住宅改修等の点検	住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合及び給付内容の確認 複数月にまたがる支払情報等の縦覧点検
介護給付費通知	全受給者へ年2回通知

課題と対応策

ケアプランの点検については、書面形式よりも個々の問題を発見できることから面談形式をとっており、実施件数が少ないことが課題です。実施方法を見直し、点検件数の増加と効率化を図ります。

今後の展開

介護給付の適正化をより一層図るため、給付実績と認定情報を用いて不適切な可能性のある給付等への対応を実施してまいります。

イ 家族介護支援事業

① 家族介護教室

目的と概要

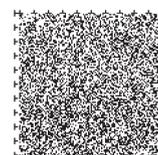
要介護高齢者の状態の維持・改善を目的として、家族等の介護者の、介護力向上を図るため、適切な介護知識や技術を習得する講座を開催しています。

課題と対応策

高齢化の進展により、介護者の増加が見込まれます。事業の周知に努め、利用促進を図ります。

今後の展開

引き続き事業の充実を図りながら、家族介護教室を開催します。



② 言葉の教室

目的と概要

言語訓練が必要な方の失語症等の状態の維持・改善とその家族の精神面での援助を目的として、言語聴覚士、音楽療法士、保健師等によるグループ指導や健康相談を行っています。

課題と対応策

対象者の把握が困難であり、参加者数が少ないため、地域包括支援センター等と連携して周知を行います。

今後の展開

引き続き事業の周知に努め、利用促進を図ります。

【言葉の教室の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
延べ 参加人数 (人)	前計画見込値		120	120	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		83	96	110	120	130

③ 家族介護用品支給事業

目的と概要

要介護者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、「市民税非課税世帯に属し、要介護3・4・5と認定され、在宅において家族の介護を受けている高齢者」に対して、介護用品の支給事業を行っています。

月額 6,300 円を限度に介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ）を現物で支給します。

課題と対応策

利用を必要とする方が利用できるようにするために、介護保険のパンフレットへの掲載や、市ホームページ等での周知を行っています。引き続き、地域包括支援センターやケアマネジャーとも連携して周知に努めます。

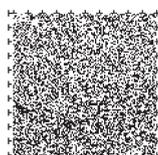
今後の展開

家族介護者の経済的負担の軽減につながることから、今後も事業の周知に努めます。

【家族介護用品支給事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
延べ 利用者数 (人)	前計画見込値		1,090	1,140	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		1,016	1,060	1,100	1,140	1,190



④ 家族介護講演会

目的と概要

認知症の方やその家族、関係者等を主な対象に、家族介護講演会を開催しています。基本的には年1回の開催で、有識者や認知症家族の介護経験者の方等を講師として招き、参加者が情報や体験談を得られる場を提供しています。

課題と対応策

企画内容のニーズの把握や、事業実施に関する広い周知が必要です。

今後の展開

認知症の方やその家族の方への支援の一環として、今後も定期的な開催と事業の周知に努めます。

ウ その他事業

① 成年後見制度利用支援事業

→成年後見制度については【基本目標3-1(2)】(P83)を参照

目的と概要

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず本人や家族ともに申立てができない事情がある場合、老人福祉法の規定により市町村長が申立てをすることができます。

本市では、この市長申立てによる成年後見制度の活用等を図るとともに、久喜市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める対象者に対して、経費の全部又は一部を支弁する事業を行っています。

課題と対応策

認知症高齢者等の増加に伴い成年後見制度の利用は増加することが見込まれることから、制度の周知を図る必要があります。

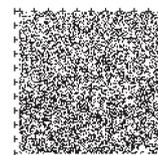
今後の展開

今後も引き続き制度の周知等を行い、利用促進に努めます。

【成年後見制度利用支援事業の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
延べ 利用者数 (人)	前計画見込値		9	9	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		10	10	12	12	12



② 住宅改修支援事業

目的と概要

要支援・要介護認定者が住宅改修（介護予防住宅改修）を行う場合は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）が作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要となります。

しかし、様々な理由で担当のケアマネジャーが決まっていない要支援・要介護認定者が住宅改修（介護予防住宅改修）をする場合には、例外としてケアマネジャー以外の者（作業療法士、理学療法士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター2級以上の方等）が「住宅改修が必要な理由書」を作成することができます。本市ではそのような場合、理由書を作成した者に対し、1件につき2,000円＋消費税の助成を行っています。

今後の展開

円滑なサービス利用を図るため、事業の周知に努めます。

【住宅改修支援事業の見込量】

※令和2年度は推計

年度		令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
区分	前計画見込値	2	2	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	6	4	4	4	4

③ 介護保険相談員派遣事業

→介護保険相談員については【基本目標3-1(4)ウ】(P85)を参照

目的と概要

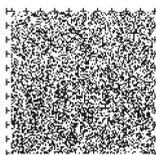
新たに介護認定を受けた方や介護サービス等を利用していない方等を対象に、介護保険相談員が自宅等を訪問し、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて制度の説明、各種サービスの情報提供を行っています。

課題と対応策

介護サービスを利用していない方だけでなく、サービスを利用している方等からの相談にも応じる体制を整える必要があります。介護保険相談員を、介護保険サービスを提供する施設及び介護保険外の様々なサービスを提供する施設等に派遣し、疑問や不満、不安の解消に向けた支援を行います。

今後の展開

介護保険相談員を施設等に派遣し、サービス利用者等からの相談に応じる体制を充実させ、介護サービス等の質の向上に努めます。



【介護保険相談員活動の見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
訪問人数 (件)	前計画見込値		1,420	1,440	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		1,474	1,500	1,480	1,490	1,500

④ 配食サービス事業

→【基本目標2-4(1)ア】(P70)を参照

⑤ 認知症サポーター等養成事業

目的と概要

認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者「認知症サポーター」の養成を実施しています。認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進しています。

課題と対応策

事業の一部を社会福祉協議会に委託し、認知症サポーターの新規受講者に対する講習を行っていますが、今後は、企業や学校に対して受講についてさらなる働きかけや、受講済みの認知症サポーターが組織化して活動できる組織づくりを支援するための検討が必要です。

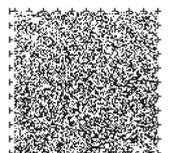
今後の展開

今後も認知症サポーター養成講座を継続して実施し、新規受講者を増やしていくとともに、既存のサポーターに対し、「認知症サポーターステップアップ講座」を通じ、組織化した活動ができるよう支援していきます。

【認知症サポーターの見込量】

※令和2年度は推計

区分		年度	令和元 (平成31)	令和2	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
年間 養成人数 (人)	前計画見込値		1,560	1,590	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値		1,074	1,300	1,620	1,650	1,600



3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み

(1) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントとは、高齢者の自立支援及び重度化防止を目的として、その方の心身の状況や生活環境などに応じて、適切な介護サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うものです。

ケアマネジャーやサービス提供事業所等が、自立支援及び重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントを利用者に対して適切に提供できるように支援するため、地域ケア会議（→P59）を定期的開催してまいります。

【目標】 地域ケア会議の開催回数

令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2022）年度
年6回以上実施	年6回以上実施	年6回以上実施

(2) 住民主体による介護予防事業の実施

本市では、「はつらつ運動教室」（→P102）など、住民主体による運動教室の開催や普及に取り組んでいます。

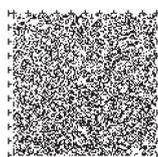
住民主体による運動教室の開催や運営は、地域の関係者や住民同士のつながりによる高齢者の見守りやコミュニケーションも期待され、事業への参加意欲がより積極的になるなど、さらなる介護予防の効果が期待できるものと考えられます。

本市においても、「はつらつ運動教室」、「いきいきデイサービス」など、本市が主催する通いの場のほか、社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」など、様々な実施主体による通いの場があります。

参加者の自立状態の維持や、要介護状態への移行の防止を図るため、厚生労働省が掲げる目標を勘案しながら住民主体の介護予防事業や通いの場へのさらなる参加促進に引き続き取り組みます。

【目標】 はつらつ運動教室の実施会場数

令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2022）年度
41会場以上	42会場以上	43会場以上



(3)リハビリテーションサービス提供体制の構築

本市では「高齢者が、本人の状態に応じて必要なリハビリテーションを利用しながら、地域で健康的に暮らし続けることができる」ことを目標とし、現状を分析し、目標の実現に向けて施策を検討します。

現状と分析

通所リハビリテーションサービスについて、事業所は久喜東地域を除き各圏域にあります。利用率を見ると埼玉県・全国と比べ若干低く、減少傾向にあります。

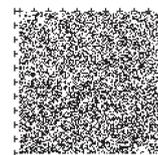
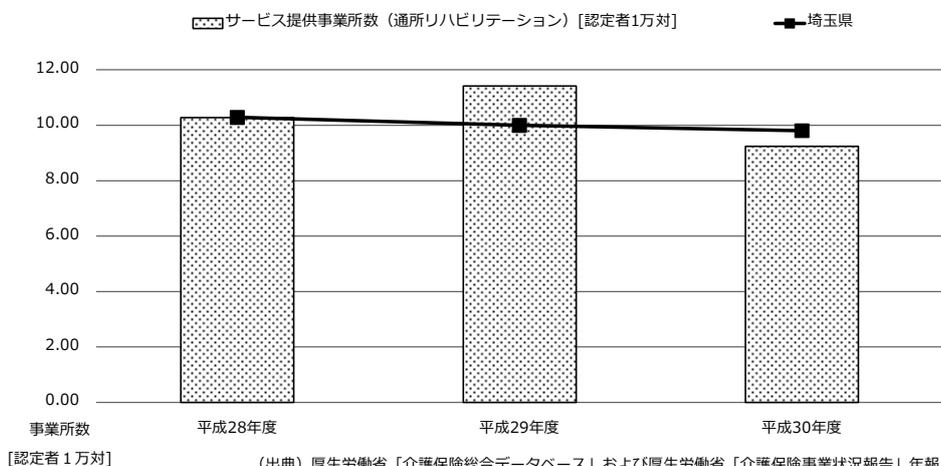
高齢者実態調査の結果を見ると、事業所調査では「貴事業所のサービスの開始当初の見込みと比較して、現在の需要はいかがですか。」の問に対し、通所リハビリテーションサービス事業者の60%が「見込みより需要が少ない」と回答しています。一方ケアマネジャー調査では「あなたは、この地域(久喜市内)での介護サービスの種類や量は、それぞれの利用者の需要(希望)に対して、充足していると思いますか。」の問に対し、通所リハビリテーションサービスについては76.9%のケアマネジャーが「やや不足・不足している」と回答しています。

このことから、潜在需要はあるが、サービス利用へ上手く結びついていない可能性が推測されます。

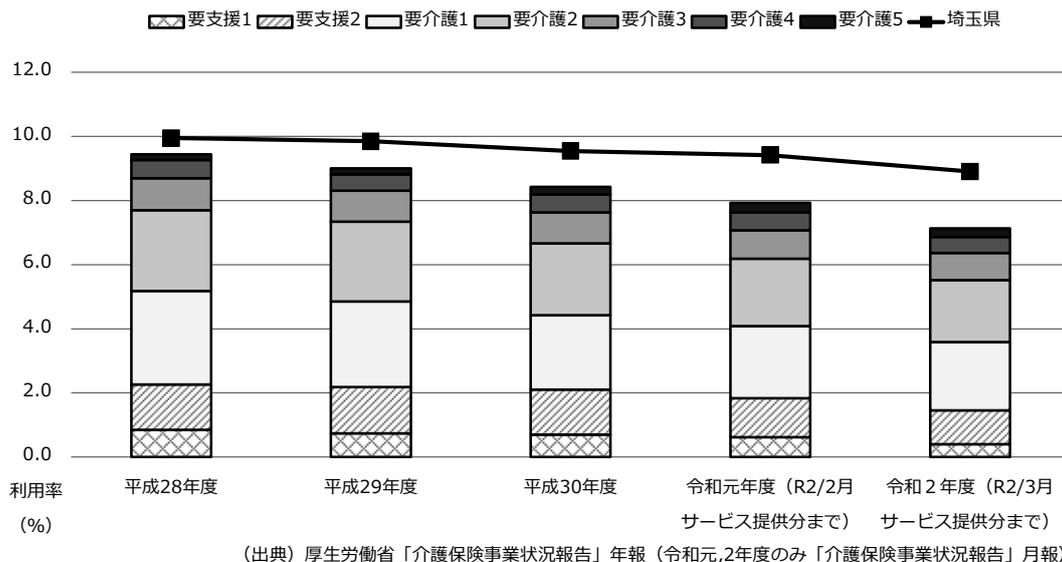
【市内のリハビリテーションサービス提供事業所数】

圏域	訪問 リハビリテーション	通所 リハビリテーション	介護老人 保健施設	介護医療院	短期入所 療養介護
久喜西地区	0	1	1	0	1
久喜東地区	0	0	0	0	0
菖蒲地区	0	1	1	0	1
栗橋地区	1	1	1	0	1
鷲宮地区	0	2	1	0	1
計	1	5	4	0	4

サービス提供事業所数(通所リハビリテーション) [認定者1万対] (久喜市)

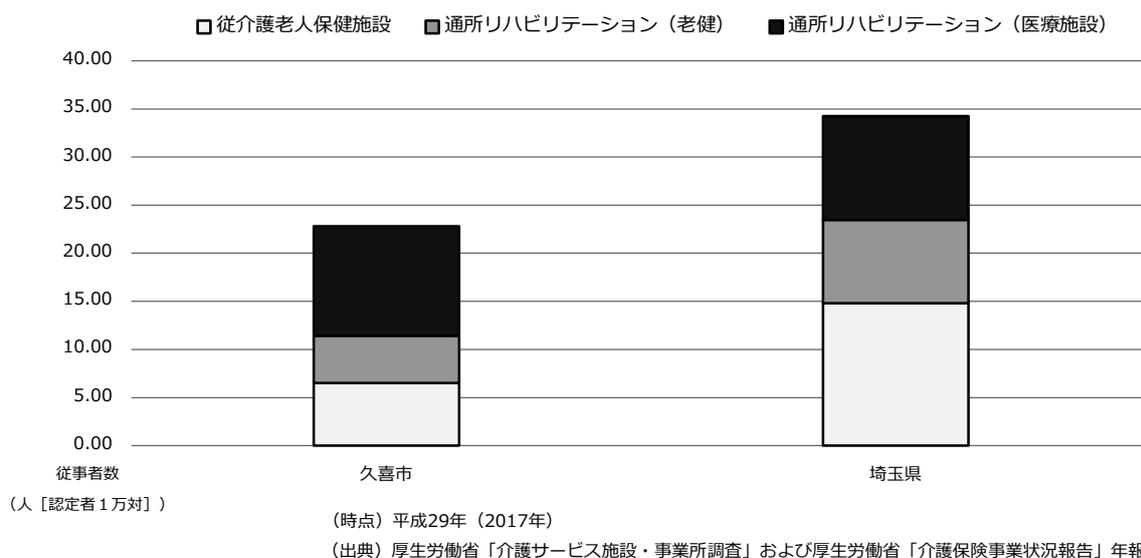


利用率（通所リハビリテーション）（要介護度別）（久喜市）



また、本市はリハビリテーションサービスにおける理学療法士数（認定者1万人あたり）が埼玉県平均に比べ少なくなっています。

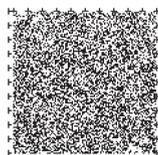
従事者数（理学療法士）（リハビリテーションサービス）[認定者1万対]



今後の展開

引き続き地域ケア会議において、専門職（理学療法士）から高齢者の自立支援に向けた助言をいただき、リハビリテーションの有用性の認識を高め、必要とする人がリハビリテーションを受容できる地域を目指します。

また、事業者が需要にあった体制を展開できるよう、人材確保への支援に取り組みます。



4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成

(1) 相談・支援体制の強化

目的と概要

高齢者やその家族は、地域包括支援センターやケアマネジャーに介護保険サービスなどに関する様々な相談ができます。また、地域包括支援センターやケアマネジャーは、相談を受けた場合は適切なサービスにつなぎ、その相談内容によっては制度に関する情報提供や、関係機関への紹介を行います。

介護保険制度や高齢者福祉サービスの普及及び利用促進を図るため、広報やホームページなどの媒体を活用して、高齢者やその家族に対して介護保険制度や様々な事業の周知を行っています。

今後の展開

介護保険制度や高齢者福祉サービス等の普及と利用促進を図るため、広報やホームページなどを広く活用して高齢者に関するさまざまな事業の周知を行います。

また、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、ケアマネジャーや民生委員・児童委員などの関係者との連携を深め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(2) 人材確保の支援と業務の効率化

目的と概要

今後、様々な形態の介護保険サービスの需要が増大し、人材に関する需要も増加すると考えられます。しかし一方で2040年を展望すると、2025年以降は生産年齢人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が継続的に困難となることが予測されます。

課題と対応策

介護分野で働く人材の確保と、やりがいを持って働き続けられる環境づくりが求められます。

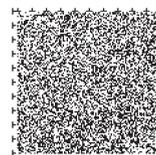
ハローワークや埼玉県社会福祉協議会などの関係機関と連携し、介護分野における就職支援の取り組みに努めます。

また、介護サービス事業者等と本市による会議体を設け、介護分野で働く方同士が情報交換や協議を行えるよう支援します。

業務の効率化においては、都道府県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護サービス事業者及び自治体の業務効率化に取り組みます。

今後の展開

生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、地域の介護ニーズに応えられるよう、介護現場の改善に向けた取り組みを行います。



(3)介護サービス情報の公表

目的と概要

各介護サービス事業者が提供する介護サービスの情報は、都道府県を通じて厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」に集約されており、情報を得られるようになっていきます。

本市では要介護認定の結果通知に同封するお知らせに「介護サービス情報公表システム」について掲載することで、介護サービスの入り口にいる人に本システムを周知し、事業所の選択の機会を提供しています。

課題と対応策

さらに「介護サービス情報公表システム」を広く周知するため、ホームページや広報紙に情報を掲載します。

今後の展開

利用者が事業者を適切に選択することができるよう、引き続き「介護サービス情報公表システム」を広く周知し、利用の促進に努めます。

(4)介護サービス事業者への適正な指導・監督

目的と概要

本市では法令等に基づき「久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」を定め、集団指導及び実地指導を通じて、地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対する指導・監査を実施しています。指導監査権限を有する介護サービス事業者については、埼玉県と連携して事業者の適正化に努めています。

課題と対応策

介護サービス事業者が年々増加する中であっても、指導の効率化を図り、より多くの事業者に対して集団指導、実地指導が行えるように努めます。

今後の展開

引き続き、本市が有する適正な指導監督権限の行使を通じて、よりよいケアの実現、介護保険サービスの質の向上を図ります。

(5)介護保険給付適正化の取り組み

→介護給付等費用適正化事業【基本目標4-2(3)ア】(P105)を参照

